

地方公共団体金融機構 行動計画

- 1 計画期間 令和4年11月1日 ～ 令和9年3月31日までの間
※ 社会情勢の変化に応じて、所要の見直しを図ることとする。

2 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

職員がその能力を十分に発揮できる、仕事と生活の調和した働きやすい就業環境の整備を行うため、次のとおり行動計画を策定する。

【目標と取組内容】

目標1：働き方の多様性の促進等の観点を踏まえた勤務形態の導入

＜対策＞

令和4年11月～

テレワークやワーケーション等の在り方を検討し、試行の上、導入する。

目標2：仕事と子育てが両立できる就業環境の整備

＜対策＞

令和4年11月～

- ① 育児休業等の子育て支援制度とその意義について、全ての職員に対して、パンフレットの配布や動画の配信等により、わかりやすい周知を行う。
- ② 新任職員に対するオリエンテーションの場で、育児休業等の子育て支援制度を説明する。
- ③ 職員又はその配偶者が妊娠・出産したときは、その職員に対して育児休業等の子育て支援制度を説明する。

目標3：時間外勤務の縮減

＜対策＞

令和4年11月～

- ① 時間外勤務の必要性を十分に点検し、やむを得ない事由による場合を除

き、職員に時間外勤務を命じない。

- ② 特定の者に時間外勤務が集中している事例がある場合には、積極的に事務分担の見直し等を行い、業務の平準化を図る。
- ③ 毎週水曜日を「ノー残業デー」とし、所属長は職員に対して積極的な声かけを行うとともに、自ら率先して定時に勤務を終了する。

目標４：年次有給休暇等の取得率向上

<対策>

令和４年１１月～

- ① 各課室において休暇取得計画表を作成し、職員が年次有給休暇等を取得しやすい環境を作る。
- ② 年次有給休暇については、年間１５日以上計画的取得を促す。
- ③ 夏季休暇を連続３日取得するとともに、その前後に年次有給休暇を併せて取得し、５日以上連続した休暇（土曜日・日曜日・祝日を除く。）とするよう促す。

- 3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく行動計画
女性が活躍できる職場環境の整備を行うため、次のとおり行動計画を策定する。

【目標と取組内容】

目標１：労働者に占める女性の割合を４０％以上とする。

<対策>

令和４年１１月～

前記２の行動計画等により、女性が安心して働きやすい職場環境を整え、当機構に職員を派遣する地方公共団体等及び求職者に対し、積極的に周知する。

目標２：管理職に占める女性の割合を５％以上とする。

<対策>

令和４年１１月～

- ① 管理職に必要な知識・スキル等の向上に資する研修を実施する。
- ② テレワークの活用や仕事と子育ての両立支援制度など、柔軟な働き方を可能にする制度の活用を促進する。